

資料 1

東京ベイエリアビジョン（仮称）庁内検討委員会 設置要綱

（ 設 置 ）

第1 臨海地域の目指すべき姿の検討を進めるため、東京ベイエリアビジョン（仮称）庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、東京ベイエリアビジョン（仮称）策定に関する検討・調整に関することを所掌する。

（ 構 成 ）

第3 委員会は、別表に掲げる職にあるものを委員とし、構成する。

- （1）会長は、東京都副知事（港湾局担任）とする。
- （2）副会長は、東京都副知事（都市整備局担任）とする。
- （3）幹事は、政策企画局長、都市整備局長、港湾局長とする。
- （4）別表のほか、会務を遂行する上で必要と認められるときは、新たに委員をおくことができる。

（ 運 営 ）

第4 委員会は、会長が招集する。

- （1）副会長は会長を補佐し、会長に事故等がある時は、会長があらかじめ指定する副会長、幹事又は委員がその職務を代理する。
- （2）会長は、会務を遂行する上で必要と認められるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。
- （3）委員会の庶務は、港湾局総務部企画計理課が行う。

（ワーキンググループ）

第5 委員会の会務の遂行を補佐するために、委員会の下に都市整備局都市づくり政策部長を座長とするワーキンググループを置く。

- （1）ワーキンググループの構成員は、座長が別に定めるものとする。
- （2）ワーキンググループの庶務は、都市整備局都市づくり政策部開発企画課が行う。

（ 雑 則 ）

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定め、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 30 年 8 月 2 日から施行する。

会長	
東京都副知事（港湾局担任）	
副会長	
東京都副知事（都市整備局担任）	
幹事	
政策企画局長	
都市整備局長	
港湾局長	
委員	
○ 政策企画局	計画部長
	技術政策担当部長
総務局	企画担当部長
戦略政策情報推進本部	戦略事業部長
財務局	主計部長
生活文化局	総務部長
オリンピック・パラリンピック準備局	大会企画調整担当部長
○ 都市整備局	企画担当部長
	都市づくり政策部長
	都市基盤部長
住宅政策本部	住宅政策担当部長
環境局	環境政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長
産業労働局	産業企画担当部長
中央卸売市場	市場政策担当部長
建設局	企画担当部長
◎ 港湾局	企画担当部長
	臨海開発部長
交通局	企画担当部長

○：事務局（◎は主管）